

どんな介護や支援が必要か確認しましょう



ケアプランを作成します

介護サービス・介護予防サービスともに、個人の心身の状態に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランを作り、それにもとづいてサービスを利用します。

ケアプラン、介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

要介護認定の場合

要介護認定の通知

在宅でサービスを利用したい

ケアプランの作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者を選び、決まったら区に「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。その後、居宅介護支援事業者のケアマネジャーが利用者と面接して、問題点や課題を把握し、家族やサービス事業者を含めた話し合いを行って、ケアプランを作成してもらいます。



サービス提供事業者と契約

介護サービスを提供する事業者と契約します。



在宅サービスを利用

P22

ケアプランにもとづいたサービスを利用します。



要介護1～5

施設に入所したい

介護保険施設と契約

入所を希望する施設等に、申し込みます。施設は、居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。
※区内の特別養護老人ホームの申込みは区役所介護保険課で受け付けます。



ケアプランの作成

入所した施設のケアマネジャーに、ケアプランを作成してもらいます。



施設サービスを利用

P26

ケアプランにもとづいたサービスを利用します。



■居宅介護支援事業者とは

区市町村の指定を受け、ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護・要支援認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています



■ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- 施設入所を希望する方に適切な施設を紹介します。

教えて！
介護保険

ケアプランを自分で作成した場合は…

利用者自身が、サービス事業者のサービス内容や単価を確認して、ケアプランを自分で作成した場合は、保険証を添付して区に届け出て確認をもらいます。

ケアプラン

要支援認定の場合

おとしより相談センター（地域包括支援センター）または介護予防支援事業者※が中心となって介護予防ケアプランを作成します。

要支援1・2と認定された方、または基本チェックリストの結果、生活機能に低下があると認められた方は介護予防サービスまたは区が実施する総合事業を利用することが出来ます。

※介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業者。介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、おとしより相談センターに依頼します。

通知
要支援認定の

1 要支援
2 要支援

非該当

おとしより相談センターまたは介護予防支援事業者

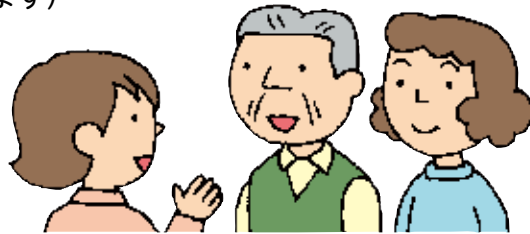
アセスメント

アセスメント表や本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。



サービス担当者との話し合い

目標を設定して、それを達成するための支援メニューを利用者や家族とサービス担当者を含めて検討します。（サービス内容によって省略する場合があります）



介護予防サービスを利用

P28

一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。



介護予防ケアプランの作成

利用するサービスの種類や回数を決定し、介護予防ケアプランを作成します。



介護予防・日常生活支援総合事業を利用

介護予防・生活支援サービス事業

総合事業とは…

高齢者の方が、住み慣れた地域で在宅において自立した日常生活が送れるよう支援するため、介護保険制度の改正により、介護予防のための『介護予防・日常生活支援総合事業』が創設されました。

訪問型サービス

◆予防訪問サービス（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが訪問して食事・入浴の介助等や掃除・洗濯・調理等により日常生活の支援を行います。

◆予防生活援助サービス

事業者が訪問して掃除・洗濯・調理等の生活援助を行います。（身体介護は行いません）



通所型サービス

◆予防通所サービス（デイサービス）

日常生活上の支援や機能訓練を行います。

◆はつらつ健康教室（短期集中）（※）

生活機能に低下が見られ、短期集中型トレーニングにより改善が見込まれる方を対象に、身体機能の向上を目的とした短期間（原則3カ月）の講座（一部マシントレーニングを含む）を行います。

（※）生活機能の評価を行う『基本チェックリスト』に該当した（生活機能に低下が認められる）方や、要支援1・2の方が利用できます。『基本チェックリスト』はP35に掲載しています。ご自身の生活機能の状態を確認してみてください。

一般介護予防事業

健康づくり事業に該当になった方も利用できます。

- 高齢者通いの場
- 訪問健康づくり（※）

（※）原則、要介護・要支援認定を受けていない方

健康づくり事業を利用

※自立の方のみを対象とした事業も含まれます。

- さわやか健康教室
- さわやか体操リーダーによる体操教室
- ゆうゆう講座
- いきいき館（敬老館）

生活機能の低下あり

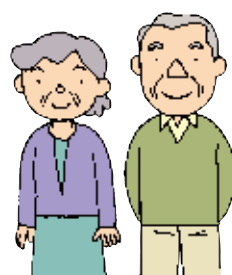
基本チェックリストの実施

生活機能の低下がないかを調べます。



P34

生活機能の低下なし
（自立）



ケアプラン